

# 石川県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 38 号)

## 目 次

| 規 則   | 環境部 (水道用水供給事業)          |
|---|-------------------------|
| ○石川県港湾土地造成事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則 (港 湾 課) 1 | ○石川県水道用水供給事業財務規程の一部改正 4 |

## 規 則

石川県港湾土地造成事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第十三号

石川県港湾土地造成事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

石川県港湾土地造成事業の財務に関する特例を定める規則 (昭和五十年石川県規則第四号) の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 雑則 (第七十四条・第七十五条)」を「第十章 引当金 (第七十四条) 第十一章 雑則 (第七十五条・第七十六条)」に改める。

第十条中「めいりよう」を「明瞭」に改める。

第三十九条中「の各号」を削り、同条第一号中「実施たな卸し」を「実地たな卸し」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 繰延収益の償却

四 資産の評価

第三十九条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 引当金の計上

第四十一条第一項中「の各号」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五号に掲げる書類は、間接法により作成するものとする。

第四十一条第一項に次の一号を加える。

五 キャッシュ・フロー計算書

第四十一条第二項中「企業債明細書」を「及び企業債明細書」に改める。

第六十二条第一項中「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

一 有形固定資産

イ 土地 (次項に規定する土地を除く。)

ロ 建物及び附属設備

ハ 構築物 (土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備

ホ 自動車その他の陸上運搬具

ヘ 工具、器具及び備品 (耐用年数が一年以上かつ一単位の取得価額が十万元以上のものに限る。)

ト リース資産 (事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからへまでに掲げるものである場合に限る。)

チ 建設仮勘定 (ロからへまでに掲げる有形固定資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における

支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。

リ イからチまでに掲げる有形固定資産以外の資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産

イ 借地権

ロ 地上権

ハ 施設利用権

ニ リース資産(事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからハまでに掲げるものである場合に限る。)

ホ イからニまでに掲げる無形固定資産以外の資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

イ 投資有価証券(一年内(事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。)

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

ホ 有形固定資産、無形固定資産又はイからニまでに掲げる投資その他の資産以外の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

く 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第六十三条中「の各号」を削り、同条第三号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第七十五条を第七十六条とし、第七十四条を第七十五条とする。

第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第七十四条 退職給付引当金の計上は、簡便法(事業年度の末日における企業職員(同日における退職者を除く。)の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額を算出する方法をいう。)によるものとする。

別表第一収益の表中

|   |  |                              |   |       |
|---|--|------------------------------|---|-------|
| 「 |  | 他 会 計 補 助 金                  | 」 | を     |
| 「 |  | 他 会 計 補 助 金<br>長 期 前 受 金 戻 入 | 」 | に改める。 |

別表第一費用の表中「退職給与金」を「退職給付費」に、

|   |         |                          |                                      |   |       |
|---|---------|--------------------------|--------------------------------------|---|-------|
| 「 |         | 繰 延 勘 定 償 却<br>雑 支 出     | 控除対象外消費税額償却<br>不用品売却原価<br>その 他 雑 支 出 | 」 | を     |
|   | 特 別 損 失 | 臨 時 損 失                  |                                      | 」 |       |
| 「 |         | 雑 支 出                    | 不用品売却原価<br>その 他 雑 支 出                | 」 | に改める。 |
|   | 特 別 損 失 | 減 損 損 失<br>災 害 に よ る 損 失 |                                      | 」 |       |

別表第一資産の表無形固定資産の表中

|   |  |                                |   |   |
|---|--|--------------------------------|---|---|
| 「 |  | 建 設 仮 勘 定                      | 」 | を |
| 「 |  | 建 設 仮 勘 定<br>そ の 他 有 形 固 定 資 産 | 」 |   |

|          |                      |            |       |
|----------|----------------------|------------|-------|
|          | その他有形固定資産減価<br>償却累計額 |            | に     |
| 「投<br>資」 | や                    | 「投資その他の資産」 | に     |
| 「        | 長期貸付金                |            | を     |
| 「        | 長期貸付金<br>貸倒引当金       |            | に改める。 |

別表第一資産の表事業資産の表中「退職給与金」を「退職給付費」に改める。

別表第一資産の表流動資産の表中

|                    |        |  |       |
|--------------------|--------|--|-------|
| 「                  | その他未収金 |  | を     |
| 「<br>貸倒引当金         | その他未収金 |  | に     |
| 「                  | その他前払金 |  | を     |
| 「<br>未収収益<br>貸倒引当金 | その他前払金 |  | に改める。 |

別表第一資産の表繰延べ勘定の表を削る。

別表第一負債の表及び資本の表を次のように改める。

資 本

資本金

| 款           | 項 | 目 | 節 |
|-------------|---|---|---|
| 資<br>本<br>金 |   |   |   |

剰余金

| 款                     | 項  | 目  | 節 |
|-----------------------|--|--|---|
| 資<br>本<br>剰<br>余<br>金 | 受贈財産評価額<br>国庫(県)補助金<br>その他資本剰余金                        |  |   |
| 利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 減債積立金<br>利益積立金<br>その他積立金<br>当年度末処分利益剰余金<br>(当年度末処理欠損金) | 繰越利益剰余金年度末残高<br>(繰越欠損金年度末残高)<br>当年度純利益<br>(当年度純損失) |   |

負 債

固定負債

| 款           | 項                                  | 目 | 節 |
|-------------|------------------------------------|---|---|
| 企<br>業<br>債 | 建設改良費等の財源に充<br>てるための企業債<br>その他の企業債 |   |   |

|               |   |  |  |
|---------------|---|--|--|
| 他 会 計 借 入 金   | 建設改良費等の財源に充<br>てるための長期借入金                 |  |  |
| 引 当 金         | その他の長期借入金<br>退職給付引当金<br>特別修繕引当金<br>その他引当金 |  |  |
| そ の 他 固 定 負 債 |   |  |  |

## 流動負債

| 款             | 項   | 目                              | 節 |
|---------------|---|--------------------------------|---|
| 一 時 借 入 金     | 建設改良費等の財源に充<br>てるための企業債                       |                                |   |
| 企 業 債         | そ の 他 の 企 業 債                                 |                                |   |
| 他 会 計 借 入 金   | 建設改良費等の財源に充<br>てるための長期借入金                     |                                |   |
| 未 払 金         | そ の 他 の 長 期 借 入 金<br>営 業 未 払 金<br>営 業 外 未 払 金 | 未 払 消 費 税<br>そ の 他 営 業 外 未 払 金 |   |
| 未 払 費 用       |   |                                |   |
| 前 受 金         |   |                                |   |
| 前 受 収 益       |   |                                |   |
| そ の 他 流 動 負 債 | 仮 受 消 費 税<br>そ の 他 流 動 負 債                    |                                |   |

## 繰延収益

| 款           | 項 | 目 | 節 |
|-------------|---|---|---|
| 長 期 前 受 金   |   |   |   |
| 長期前受金収益化累計額 |   |   |   |

「取得価格が20万円」を「取得価額が10万円」に変更。

を

「取得価格が20万円」を「取得価額が10万円」に変更。

## 環境部（水道用水供給事業）

### 石川県企業管理規程第1号

石川県水道用水供給事業財務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

|     |                    |   |                        |
|-----|--------------------|---|------------------------|
| 目次中 | 「第6章 予算（第80条－第85条） | を | 「第6章 引当金（第80条）         |
|     | 第7章 決算（第86条－第88条）  |   | 第7章 予算（第81条－第86条）      |
|     | 第8章 契約（第89条）       |   | 第8章 決算（第87条－第89条）に改める。 |
|     | 第9章 雑則（第90条）       |   | 第9章 契約（第90条）           |
|     | 」                  |   | 第10章 雑則（第91条）          |

第66条各号を次のように改める。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ1単位の取得価額が10万円以上のものに限る。)

キ リース資産(石川県水道用水供給事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。)

ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる有形固定資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ケ アからクまでに掲げる有形固定資産以外の資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産(石川県水道用水供給事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。)

キ アからカまでに掲げる無形固定資産以外の資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券(1年内(事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 有形固定資産、無形固定資産又はアからエまでに掲げる投資その他の資産以外の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第67条中「の各号」を削り、同条第3号中「無償で譲り受けたもの」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第73条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

水道企業課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄(以下「処分」という。)しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添え、部長の決裁を受けなければならない。ただし、当該固定資産の見積額が1,000万円未満の場合は、水道企業課長の決裁で足りるものとする。

第79条中「第8条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第79条の2中「第8条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第90条を第91条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第89条を第90条とし、同章を第9章とする。

第7章中第88条を第89条とする。

第87条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第87条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第87条を第88条とし、第86条を第87条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第85条を第86条とし、第81条から第84条までを1条ずつ繰り下げる。

第80条第1項中「作成してする」を「作成して運用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

第80条を第81条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第80条 退職給付引当金の計上は、簡便法(事業年度の末日における企業職員(同日における退職者を除く。)の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額を算出する方法をいう。)によるものとする。

別表第1資産の表固定資産の表中「(何)水道用水供給事業」を「水道用水供給事業」に、

|  |     |   |   |   |
|--|-----|---|---|---|
|  |     | 備 品<br>車 両 運 搬 具<br>工 具 及 び 備 品<br><br>備品減価償却<br>累計額                                      | 耐用年数が1年以上であつて取得価額又は製作価額が10万円以上のものをいう。<br>自動車その他の陸上運搬具をいう。<br>機械及び装置の附属設備に含まれない工具及び電話設備、金庫、タイプライター、机その他の備品をいう。 | を   |
|  |     | 備 品<br>車 両 運 搬 具<br>工 具 及 び 備 品<br><br>備品減価償却<br>累計額<br>リ ー ス 資 産<br><br>リース資産減価<br>償却累計額 | 自動車その他の陸上運搬具をいう。<br>機械及び装置の附属設備に含まれない工具及び電話設備、金庫、タイプライター、机その他の備品であつて、耐用年数が1年以上かつ1単位の取得価額が10万円以上のものをいう。        | に、  |
|  |     |   | その他無形固定<br>資産   | を   |
|  |     |   | その他無形固定<br>資産<br>リ ー ス 資 産  | 無形固定資産(営業権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産をいう。 |
|  | 基 金 | 他会計貸付金<br>職 員 貸 付 金<br>そ の 他 貸 付 金  | 他会計への長期貸付金をいう。  | を   |

|   |                     |                 |  |   |
|---|---------------------|-----------------|--|---|
|   | その 他 投 資            |                 |  |   |
| 「 |                     | 他会計貸付金<br>一般貸付金 |  | 他会計への長期貸付金をいう。<br>他会計に対する長期貸付金以外のものをいう。 |
|   | 貸倒引当金               |                 |  | 長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。       |
|   | 基 金                 |                 |  |   |
|   | その 他 投 資<br>減価償却累計額 |                 |  | 投資その他の資産に係る減価償却累計額をいう。                  |

改める。

別表第 1 資産の表流動資産の表中「現金預金」を「現金・預金」に、

|   |                    |                           |  |   |    |
|---|--------------------|---------------------------|--|---|----|
| 「 | 有 価 証 券            | その他未収金                    |  |   | を  |
|   |                    | その他未収金<br>貸倒引当金           |  | 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。   |    |
| 「 | 有 価 証 券<br>受 取 手 形 |                           |  | 通常の業務活動において発生した手形債権をいう。   | に、 |
|   | 貸倒引当金              |                           |  | 手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。  |    |
| 「 |                    | 他会計貸付金<br>職員貸付金<br>その他貸付金 |  |   | を  |
|   |                    | 他会計貸付金<br>一般短期貸付金         |  | 他会計以外に対する貸付金をいう。<br>短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。                     | に、 |
| 「 |                    | その他前払金                    |  | 物品代等で前払したものをいう。   | を  |
| 「 | 未 収 収 益            | その他前払金                    |  | 物品代等で前払したものをいう。<br>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないものをいう。 | に  |
|   | 貸倒引当金              |                           |  | 未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるものをいう。  |    |

改める。

別表第 1 資産の表繰延勘定の表を削る。

別表第 1 負債の表固定負債の表を次のように改める。

固定負債

| 款     | 項      | 目 | 節 | 備 考                  |
|-------|--------|---|---|----------------------|
| 企 業 債 | 建設改良費等 |   |   | 建設改良費等（建設若しくは改良に要する経 |

|                |   |  |  |  |
|----------------|---|--|--|--|
| <p>他会計借入金</p>  | <p>の財源に充てるための企業債<br/>その他の企業債</p>                |  |  | <p>費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設若しくは改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）をいう。<br/>建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）をいう。</p>        |
| <p>リース債務</p>   | <p>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金<br/>その他の長期借入金</p>      |  |  | <p>建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた契約期間1年以上の借入金をいう。<br/>建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた契約期間1年以上の借入金をいう。</p>   |
| <p>引当金</p>     | <p>退職給付引当金<br/>修繕引当金<br/>特別修繕引当金<br/>その他引当金</p> |  |  | <p>ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に支払期限の到来するものを除く。）をいう。<br/>将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年内に使用される見込みのものを除く。）をいう。<br/>数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）をいう。</p> |
| <p>その他固定負債</p> |   |  |  |  |

別表第1 負債の表流動負債の表中

|                      |  |  |  |   |           |
|----------------------|--|--|--|---|-----------|
| <p>一時借入金</p>         |  |  |  | <p>契約期間1年未満の借入金をいう。</p>   | <p>を</p>  |
| <p>一時借入金<br/>企業債</p> | <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債<br/>その他の企業債</p> |  |  | <p>契約期間1年未満の借入金をいう。<br/>1年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債をいう。<br/>1年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債をいう。</p> |           |
| <p>他会計借入金</p>        | <p>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金</p>           |  |  | <p>1年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金をいう。</p>  | <p>に、</p> |



|       |           |  |   |
|-------|-----------|--|---|
| リース債務 | その他の長期借入金 |  | 1 年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金をいう。<br>1 年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務をいう。 |
| 前受収益  | その他前受金    |  | 前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額をいう。                                      |
| 引当金   | 退職給付引当金   |  | 将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額のうち 1 年以内に使用される見込みのものをいう。                                   |
|       | 賞与引当金     |  | 翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積計上する引当金をいう。   |
|       | 修繕引当金     |  | 石川県水道用水供給事業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金をいう。                 |
|       | 特別修繕引当金   |  | 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当額のうち 1 年以内に使用される見込みのものをいう。                                      |
|       | その他引当金    |  |   |

改める。

別表第 1 負債の表に次の 1 表を加える。

繰延収益

| 款           | 項 | 目 | 節 | 備 考  |
|-------------|---|---|---|--|
| 長期前受金       |   |   |   | 償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行つた場合におけるその繰入金額をいう。 |
| 長期前受金収益化累計額 |   |   |   |  |

別表第 1 資本の表資本金の表を次のように改める。



|                          |  |                  |  |      |
|--------------------------|--|------------------|--|------|
| 「                        |  | 補 助 金            |  | を    |
| 「                        |  | 補 助 金<br>長期前受金戻入 | 施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するものをいう。 | に、   |
| 「その他特別収益」を「その他特別利益」に改める。 |  |                  |  |      |
| 別表第1費用の表中                |  |                  |  |      |
| 「                        |  |                  | 手 当 等  | を    |
| 「                        |  |                  | 手 当 等<br>賞与引当金繰入額                                      | に、   |
| 「                        |  |                  | 修 繕 費  | を    |
| 「                        |  |                  | 修 繕 費<br>有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用をいう。                  | に、   |
| 「                        |  |                  | 修繕引当金繰入額<br>特別修繕引当金繰入額                                 | をいう。 |
| 「                        |  |                  | 修繕引当金として計上するための繰入額をいう。                                 | に、   |
| 「                        |  |                  | 特別修繕引当金として計上するための繰入額をいう。                               | を    |
| 「                        |  |                  | 雑 費  | を    |
| 「                        |  |                  | 雑 費<br>その他引当金繰入額                                       | に、   |
| 「                        |  |                  | 退職給与金  | を    |
| 「                        |  |                  | 退職給付費  | に、   |
| 「                        |  |                  | 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額をいう。   | を    |
| 「                        |  |                  | 修 繕 費  | を    |
| 「                        |  |                  | 修 繕 費<br>修繕引当金繰入額<br>特別修繕引当金繰入額                        | に、   |
| 「                        |  |                  | 修繕引当金として計上するための繰入額をいう。                                 | に、   |
| 「                        |  |                  | 特別修繕引当金として計上するための繰入額をいう。                               | を    |
| 「                        |  |                  | 旅 費<br>報 償 費   | を    |
| 「                        |  |                  | 報 償 費  | に、   |
| 「                        |  |                  | 旅 費<br>諸 謝 金<br>報 償 費                                  | を    |
| 「                        |  |                  | 報 償 費  | に、   |
| 「                        |  |                  | 報 償 費  | を    |
| 「                        |  |                  | 企業債手数料及び取扱費  | に、   |
| 「                        |  | 繰延勘定償却           | 企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費をいう。<br>繰延勘定の償却額をいう。             | を    |

|   |  |                                   |  |  |    |
|---|--|-----------------------------------|--|--|----|
|   |  |                                   | 企業債発行差金償却費<br>開 発 費<br>償 却 費<br>退職給与金償却費<br>試験研究費償却費<br>控除対象外消費税額及び地方消費税額償却<br>災害損失償却費 |  | を  |
| 「 |  |                                   | 企業債手数料及び取扱費  | 企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費をいう。   | に、 |
| 「 |  | 固定資産売却損<br>臨時損失                   |  | 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額をいう。<br>天災その他特別な理由による巨額の臨時損失をいう。   | を  |
| 「 |  | 固定資産売却損<br>減 損 損 失<br><br>災害による損失 |  | 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額をいう。<br>事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額をいう。<br>天災による巨額の臨時損失をいう。 | に  |

改める。

別表第2収入の表収益的収入の部特別利益の項中

「1,000万円以上のもの」

を

「1,000万円以上のもの(施行規則第22条の規定が最初に適用されることに伴い発生するものを除く。)

に改める。

別表第2支出の表収益的支出の部営業費用の項中「退職給与金」を「退職給付費」に、

「1,000万円以上のもの」

を

「1,000万円以上のもの(施行規則第22条の規定が最初に適用されることに伴い発生するものを除く。)

に改める。

別記様式第5号(甲)中「許可年月日及び番号」を

「同意・届出・許可年月日及び同意・許可番号」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。